

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

平成23年3月11日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当てにおいては、海外のライツ・イシューや国内の公募増資と比較して、会社が新株予約権の発行を決定してから新株予約権行使を経て資金調達を完了するまでの期間が長期に亘ることから、当該期間の短縮化が求められている。こうした状況を踏まえ、新株予約権無償割当てに関して発行会社の機動的な資金調達が可能となるよう、新株予約権の権利割当日に係る取扱い及び総株主通知の事務期間の見直しを行い、平成22年6月21日に「株式等の振替に関する業務規程」及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）を改正し、新株予約権無償割当てに係る総株主通知の事務期間について、通常よりも1営業日分の短縮化を可能とした。これは、最終的に関係者のシステム整備等の準備が整った段階においては、通常よりも2営業日分の短縮化を可能とすることを予定して、それまでの段階的な対応として行ったものであり、今般、関係者において準備が整ったものと判断されることから、現行よりも更に1営業日分の短縮化を可能とするよう、規則について所要の改正を行う。

また、現在、ファイル伝送により機構加入者が機構に通知している加入者情報及び株主通知関連のデータの一部について、今般、機構加入者からの要望を踏まえ、加入者情報Web端末による通知を可能とすることに伴い、規則について所要の改正を行う。

なお、あわせて形式的な文言の修正を行う。

2. 改正概要

(1) 総株主通知に係る事務期間の短縮

総株主通知の請求時期の改正

現在、会社が機構に総株主通知の請求を行う場合には、株主確定日の前営業日から起算して「9営業日前の日まで」に請求を行うこととしているが、例外として、新株予約権無償割当てに係る株主を確定するための請求の場合に限り、「8営業日前の日まで」としている。この例外の扱いにおける総株主通知の請求時期を「7営業日前の日まで」に改正する（規則第195条）。

総株主通知日程案内の通知時期の改正

現在、総株主通知日程案内については、株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日に機構から機構加入者に通知しているが、例外として、「新株予約権無償割当てに係る株主を確定するための総株主通知の請求が株主確定日の前営業日から起算して8営業日前の日に行われたときは、株主確定日の前営業日から起算して6営業日前の日に通知」することとしている。この例外の扱いについて、「新株予約権無償割当てに係る株主を確定するための総株主通知の請求が株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日に行われたときは、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に通知する」ことを追加する（規則第183条）。

(2) 加入者情報Web端末により通知することが可能なデータの追加

機構加入者が機構に対して通知する「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」、「加入者情報確認結果報告データ」及び「個別株主通知の申出取次ぎデータ」のデータについて、加入者情報Web端末による通知を可能とする（規則別表3-4(1)）。

(3) 所要の規定の整理

形式的な文言の修正を行う（規則第34条）。

3. 施行日

平成23年3月22日から施行する。

以上